

令和7年9月7日執行

旭川市議会議員補欠選挙

公費負担の手引

旭川市選挙管理委員会

目 次

1	公費負担の概要	P 1
2	公費負担の対象とその限度額	P 2
3	公費負担に係る手続フロー図	P 3
4	選挙運動用自動車の使用の公費負担手続	P 4-7
5	選挙運動用ビラ作成の公費負担手続	P 8-9
6	選挙運動用ポスター作成の公費負担手続	P 10-11
7	選挙運動用自動車の使用の契約届出書等各種様式（記載例・見本）	
(1)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書（一般運送契約以外の契約の場合）	様式第 1 号その 1 P 12
(2)	選挙運動用自動車賃貸借契約書	P 13
(3)	選挙運動用自動車燃料供給契約書（軽油）	P 14
(4)	選挙運動用自動車燃料供給契約書（ガソリン）	P 15
(5)	選挙運動用自動車運転契約書	P 16
(6)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書	様式第 2 号その 1 P 17
(7)	選挙運動用自動車燃料代確認書	様式第 3 号その 1 P 18
(8)	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	様式第 4 号その 1 P 19-20
(9)	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	様式第 4 号その 2 P 21
(10)	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	様式第 4 号その 3 P 22
(11)	請求書（選挙運動用自動車の使用）（自動車）	様式第 6 号その 1 P 23
(12)	請求内訳書（自動車の借入れ）	様式第 6 号その 1（別紙）その 2 P 24
(13)	請求書（選挙運動用自動車の使用）（燃料代）	様式第 6 号その 1 P 25
(14)	請求内訳書（燃料代）	様式第 6 号その 1（別紙）その 2 P 26
(15)	請求書（選挙運動用自動車の使用）（運転手）	様式第 6 号その 1 P 27
(16)	請求内訳書（運転手）	様式第 6 号その 1（別紙）その 2 P 28
(17)	選挙運動用ビラ作成契約届出書	様式第 1 号その 2 P 29
(18)	選挙運動用ビラ作成契約書	P 30
(19)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	様式第 2 号その 2 P 31
(20)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書	様式第 3 号その 2 P 32
(21)	選挙運動用ビラ作成証明書	様式第 5 号その 1 P 33
(22)	請求書（選挙運動用ビラの作成）	様式第 6 号その 2 P 34
(23)	請求内訳書	様式第 6 号その 2（別紙） P 35
(24)	選挙運動用ポスター作成契約届出書	様式第 1 号その 3 P 36
(25)	選挙運動用ポスター作成契約書	P 37
(26)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	様式第 2 号その 3 P 38
(27)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書	様式第 3 号その 3 P 39
(28)	選挙運動用ポスター作成証明書	様式第 5 号その 2 P 40
(29)	請求書（選挙運動用ポスターの作成）	様式第 6 号その 3 P 41
(30)	請求内訳書	様式第 6 号その 3（別紙） P 42

※ 掲載した契約書の書式は、契約すべき必要最小限の項目を載せてあります。

契約上、必要に応じて新たな事項を適宜加えることは、差し支えありません。

また、契約書の書式で示す必要最小限の契約すべき項目を満たした独自の書式による契約書を作成しても差し支えありません。

1 公費負担の概要

旭川市議会議員補欠選挙における候補者は、「旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」（以下「公費負担条例」という。）に基づき、限度額の範囲内で「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」を公費で賄うことができます。

公費負担条例に定める限度額を超えた分の経費につきましては、候補者の負担となりますので、御承知おきください。

公費負担となる経費につきましては、旭川市が直接業者にお支払いいたします。

ただし、供託物が市に没収されること（議員定数34名で有効投票の総数を除いて得票数の10分の1に達しない場合）となった候補者につきましては、公費負担となるべき経費も全額候補者の負担となりますので、御注意ください。この場合、公費負担に係る請求書の提出は、不要となります。

（供託物没収点・・・公職選挙法第93条第1項第3号）

公費負担に係る支払の請求につきましては、令和7年9月19日（金）までに旭川市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）に提出してください。

候補者及び候補者と契約した業者等は、この「手引」を参考にして申請等を行ってください。

2 公費負担の対象とその限度額

区分	公費負担の対象	公費負担の限度額	
自動車の使用	1 一般運送契約（ハイヤー方式） 選挙運動用自動車として使用した日数分の料金の合計額 （同一の日については1台に限る。）	選挙運動期間中、1日につき 64,500円 を限度とする。	
	2 一般運送契約以外の契約（レンタル方式）	※ 契約の相手方が、生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。	
	イ 自動車の借入れ契約 選挙運動用自動車として使用した日数分の料金の合計額 （同一の日については1台に限る。）		選挙運動期間中、1日につき 16,100円 を限度とする。
	ロ 燃料の供給契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 （代替車を含む。）		7,700円 ×選挙運動の日数
ハ 運転手の雇用契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した日数分の報酬 （同一の日については1人に限る。）	選挙運動期間中、1日につき 12,500円 を限度とする。		
ビラの作成	作成単価に作成枚数を乗じた額 ※ 作成枚数は、公職選挙法第142条第1項第6号に規定する枚数を限度とする。 作成枚数4,000枚	(限度額) 8.38円×4,000枚= 33,520円 を限度額とする。 ・作成単価 8円38銭	
ポスターの作成	作成単価に作成枚数を乗じた額 ※ 作成枚数は、ポスター掲示場の数を限度とする。 ポスター掲示場数 430箇所	(限度額) 1,323円×430枚= 568,890円 を限度額とする。 ・作成単価 1,323円 ・作成枚数 430枚	

※ 同一の日における1の「一般運送契約」と2の「一般運送契約以外の契約」は、いずれか一方の選択となります。

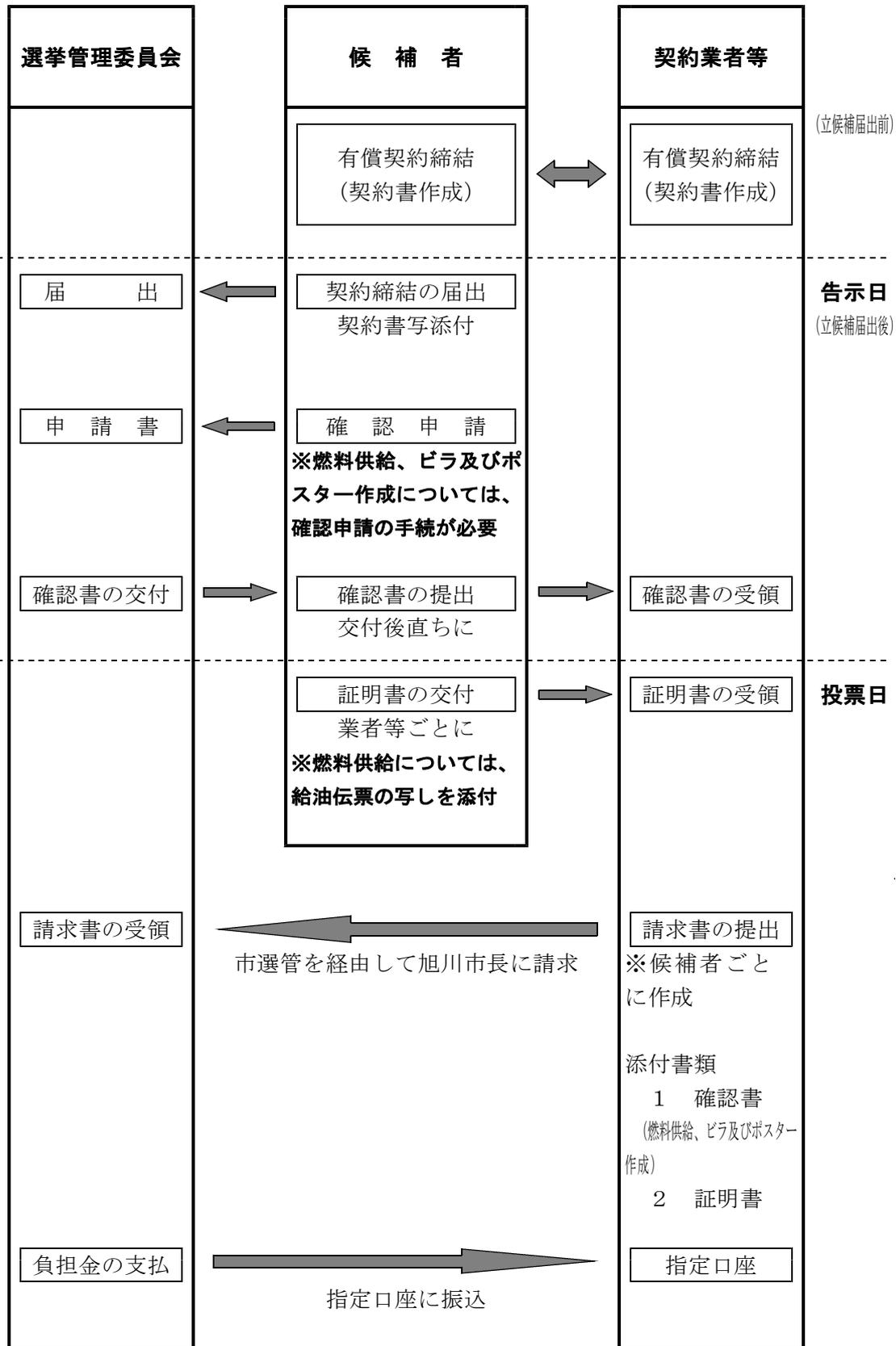
同一の日において、1の「一般運送契約」と2の「一般運送契約以外の契約」による契約が両方締結されている場合は、候補者が指定するいずれか一方の契約に限り公費負担の対象となります。

また、同一の日において、2台以上の選挙運動用自動車を使用している場合は、候補者が指定する1台に限り公費負担の対象となります。

※ 選挙運動期間は、告示日から投票日の前日までです。

※ 燃料の供給契約の限度額については、7,700円が1日の限度額ではなく、選挙運動期間中の燃料供給量の合計額が7,700円×日数分を超過しないこととしています。

3 公費負担に係る手続フロー図



4 選挙運動用自動車の使用の公費負担手続

選挙運動用自動車の使用に伴う公費負担の手続は、次に掲げる事項に留意の上、行ってください。

(1) 有償契約の締結

自動車の使用については、一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）又はその他の者と有償による契約を締結していることが必要となります。（立候補の準備行為として、告示日前であっても契約の締結は可能です。）

自動車の使用については、次のいずれかを選択して契約を行ってください。

ア 一般運送契約によるもの

事業者との運送契約によるもので、自動車、燃料、運転手込みで自動車を借り入れる契約をいいます。（いわゆる「ハイヤー方式」）

契約書には、収入印紙の貼付が必要となります。

※ 事業者は、国土交通省から道路運送法に定める旅客自動車運送事業の免許を受けて、当該事業を営んでいる者に限ります。なお、一般運送契約につきましては、過去に届出がないため、以下の説明を省略させていただいておりますので、あらかじめ御了承ください。必要な方は、市選管にお申し出ください。

イ 一般運送契約以外の契約によるもの

自動車の借入れ、燃料の購入及び運転手の雇用の契約をそれぞれ個別に行うものをいいます。（いわゆる「レンタル方式」）

※ 一般運送契約以外の契約による場合、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族であるときは、その親族が当該契約に係る業務を業として行っている者に限り公費負担の対象となります。

例えば、候補者の子（個人）が所有する自動車を候補者が借りる場合には、候補者と生計を一にする子が自動車の貸出しを業としていない限り、公費負担は認められません。

(2) 契約締結の届出

(1) のイの契約を締結したときは、「**選挙運動用自動車の使用の契約届出書**」(様式第1号その1)に、次に掲げる書類を添付の上、告示後に市選管に届け出てください。

ア 一般運送契約以外の契約の場合の添付書類

- (ア) 選挙運動用自動車賃貸借契約書（写）
- (イ) 選挙運動用自動車燃料供給契約書（写）
- (ウ) 選挙運動用自動車運転契約書（写）

極力、立候補の届出前に契約を締結し、事前審査を受けてから立候補届出時に提出するよう御協力ください。

契約書には、「契約の当事者」、「契約の期間」、「契約数量」、「契約単価」及び「契約金額」が明示されていることが必要です。

また、届出後に契約を解除し又は契約内容を変更したときは、その解除又は内容の変更を証する書面を添えて、その旨を文書で届け出てください。この場合、(3)イの確認書の交付を既に受けているときは、当該確認書を返還してください。

契約書の書式については、特に制約はありません。

契約書見本をこの手引の巻末に添付してありますので、契約書作成の際の参考としてください。契約書書式（標準的な書式）は、様式とともに配付いたします。

必要事項が記載されていれば、**例示した以外の書式でも差し支えありません。**

(3) 燃料代の確認申請

ア 候補者は、(1)のイの「一般運送契約以外の契約」を締結した場合、あらかじめ、「**選挙運動用自動車燃料代確認申請書**」（様式第2号その1）を市選管に提出して、購入する燃料の金額の確認を受けなければなりません。

この確認は、燃料代金累積額が、条例で定める限度額の範囲内であることを確認するためのもので、公費負担の金額は、この申請により確認された金額の範囲内に限られることとなります。

※ 複数の業者との契約は可能ですが、複数業者との契約は、それぞれの契約ごとに「届出」と「確認申請」が必要となり、手続が煩雑になりますので、契約の相手方は1者とするようお願いいたします。

イ 「届出」と「確認申請」が終了した時点で、「**選挙運動用自動車燃料代確認書**」（様式第3号その1）を交付しますので、候補者はこの確認書を速やかに契約の相手方（燃料供給業者）に提出してください。

(4) 業者等への使用証明書の交付

(2)の「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」を届け出た候補者は、次に掲げる証明書を作成し、契約の相手方（業者等）に交付してください。

なお、作成した証明書の交付は、業者等の債務の履行が完了した時点で行うのが適当です。

ア 一般運送契約以外の契約の場合

(7) 自動車の借入れ

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）・・・（様式第4号その1）

(4) 燃料の購入

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）・・・（様式第4号その2）

※ 給油伝票（契約業者名、給油所名、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写しを添付してください。

例

給油伝票	
①	〇〇石油 株式会社 〇〇給油所
②	供給年月日 令和〇〇年〇月〇日
③	供給車両番号 12-34
④	燃料供給量 32.1ℓ
	燃料供給金額 3,521円

※ 給油伝票の様式は特に制約ありませんが
①～④の項目は必ず記載してください。

(7) 運転手の雇用

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）・・・（様式第4号その3）

(5) 費用請求の手続

ア 請求の方法

契約業者等は、投票日が過ぎましたら、速やかに次の書類を市選管に提出してください。

ただし、候補者が供託物を旭川市に没収された場合は、旭川市に請求することができませんので、候補者が負担することになります。

請求に必要な書類

区 分		請求書	請求内訳書	使用証明書	燃料確認書
一 般 運 送 契 約 以 外 の 契 約	自動車の借入	○ 様式第 6 号 その 1	○ 様式第 6 号 その 1 (別紙) その 2 (1) 自動車の借入	○ 様式第 4 号 その 1	—
	燃 料 代	○ 様式第 6 号 その 1	○ 様式第 6 号 その 1 (別紙) その 2 (2) 燃料代	○ 様式第 4 号 その 2	○ 様式第 3 号 その 1 ※選管から交付された書類
	運転手の雇用	○ 様式第 6 号 その 1	○ 様式第 6 号 その 1 (別紙) その 2 (3) 運転手	○ 様式第 4 号 その 3	—

イ 支払方法

支払につきましては、適正な請求書を受理してから、所定の手続を経て、請求書に記載された契約業者等の指定口座に直接振り込みます。

なお、請求書の作成に当たっては、次の事項について十分確認してください。

- ① 請求内容が候補者と締結した契約に基づき、履行したものであること。
- ② (3) の確認書の範囲内の金額であること。
- ③ (4) の候補者が作成した証明書と請求内容及び請求額に誤りがないこと。
- ④ 振込先の金融機関名、口座名及び口座番号等が正確に記入してあること。
- ⑤ 口座名には必ず「フリガナ」が振ってあること。

※ 注意

燃料代について、契約に基づく契約単価より低い単価で請求された場合は、その低い単価で算定した金額を支払います。

また、契約単価より高い単価で請求された場合は、契約単価で算定した金額を支払います。

なお、4の(2)のAのとおり契約内容の変更の届出がなされている場合は、この限りではありません。

5 選挙運動用ビラ作成の公費負担手続

選挙運動用ビラ作成に伴う公費負担の手続は、次に掲げる事項に留意の上、行ってください。

(1) 有償契約の締結

ビラの作成については、ビラ作成業者と有償の契約を締結していることが必要となります。(立候補の準備行為として、告示日前であっても契約の締結は可能です。)

※ ビラ作成の契約については、印紙税法上「請負に関する契約書」に該当するため、契約書には収入印紙の貼付が必要となります。

貼付する収入印紙の額

1万円未満の契約金額	・・・・・・・・・・・・・・・・	非課税
1万円以上100万円以下の契約書の場合	・・・・・・・・	200円
100万円を超え200万円以下の契約書の場合	・・・	400円

(200万円を超える契約金額については、国税庁の税額表を参考にしてください。)

(2) 契約締結の届出

(1)の有償契約を締結したときは、「選挙運動用ビラ作成契約届出書」(様式第1号その2)に「選挙運動用ビラ作成契約書」の写しを添付して、市選管に届けてください。

極力、立候補の届出前に契約を締結し、事前審査を受けてから立候補届出時に提出するよう御協力ください。

(3) 作成枚数の確認申請

(2)の契約締結の届出をするときは、「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」(様式第2号その2)を合わせて提出してください。

ビラの作成枚数が、公職選挙法で規定された枚数を超えていないかどうかを確認します。

市選管の確認が終了した時点で、「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」(様式第3号その2)を交付しますので、候補者はこの確認書を速やかに契約の相手方(ビラ作成業者)に提出してください。

公費負担する作成費用は、この確認申請に基づく申請枚数を算出基礎とします。

(4) 作成証明書の交付

(2)の「選挙運動用ビラ作成契約届出書」を届け出た候補者は、「**選挙運動用ビラ作成証明書**」(様式第5号その1)を作成し、契約の相手方(ビラ作成業者)に交付してください。

なお、証明書の交付は、業者等の債務の履行が完了した時点で行うのが適当です。

(5) 費用請求の手続

ア 請求の方法

契約業者等は、投票日が過ぎましたら、速やかに次の書類を市選管に提出してください。

ただし、候補者が供託物を旭川市に没収された場合は、旭川市に請求することができませんので、候補者が負担することになります。

請求に必要な書類

区 分	請求書	請求内訳書	作成証明書	枚数確認書
ビラ作成契約	○ 様式第6号 その2	○ 様式第6号 その2(別紙)	○ 様式第5号 その1	○ 様式第3号 その2

イ 支払方法

支払につきましては、適正な請求書を受理してから、所定の手続を経て、請求書に記載された契約業者等の指定口座に直接振り込みます。

なお、請求書の作成に当たっては、次の事項について十分確認してください。

- ① 請求内容が候補者と締結した契約に基づき、履行したものであること。
- ② (3)の確認書の範囲内の金額であること。
- ③ (4)の候補者が作成した証明書と請求内容及び請求額に誤りがないこと。
- ④ 振込先の金融機関名、口座名及び口座番号等が正確に記入してあること。
- ⑤ 口座名には必ず「フリガナ」が振ってあること。

6 選挙運動用ポスター作成の公費負担手続

選挙運動用ポスター作成に伴う公費負担の手続は、次に掲げる事項に留意の上、行ってください。

(1) 有償契約の締結

ポスターの作成については、ポスター作成業者と有償の契約を締結していることが必要となります。(立候補の準備行為として、告示日前であっても契約の締結は可能です。)

※ ポスター作成の契約については、印紙税法上「請負に関する契約書」に該当するため、契約書には収入印紙の貼付が必要となります。

貼付する収入印紙の額

1万円未満の契約金額	・・・・・・・・・・・・・・・・	非課税
1万円以上100万円以下の契約書の場合	・・・・・・・・	200円
100万円を超え200万円以下の契約書の場合	・・・	400円

(200万円を超える契約金額については、国税庁の税額表を参考にしてください。)

(2) 契約締結の届出

(1)の有償契約を締結したときは、「選挙運動用ポスター作成契約届出書」(様式第1号その3)に「選挙運動用ポスター作成契約書」の写しを添付して、市選管に届け出てください。

極力、立候補の届出前に契約を締結し、事前審査を受けてから立候補届出時に提出するよう御協力ください。

(3) 作成枚数の確認申請

(2)の契約締結の届出をするときは、「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」(様式第2号その3)を合わせて提出してください。

ポスターの作成枚数が、条例で定めた限度数(=ポスター掲示場数)を超えていないかどうかを確認します。

市選管の確認が終了した時点で、「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」(様式第3号その3)を交付しますので、候補者はこの確認書を速やかに契約の相手方(ポスター作成業者)に提出してください。

公費負担する作成費用は、この確認申請に基づく申請枚数を算出基礎とします。

(4) 作成証明書の交付

(2) の「選挙運動用ポスター作成契約届出書」を届け出た候補者は、「**選挙運動用ポスター作成証明書**」(様式第5号その2)を作成し、契約の相手方(ポスター作成業者)に交付してください。

なお、証明書の交付は、業者等の債務の履行が完了した時点で行うのが適当です。

(5) 費用請求の手続

ア 請求の方法

契約業者等は、投票日が過ぎましたら、速やかに次の書類を市選管に提出してください。

ただし、候補者が供託物を旭川市に没収された場合は、旭川市に請求することができませんので、候補者が負担することになります。

請求に必要な書類

区 分	請求書	請求内訳書	作成証明書	枚数確認書
ポスター作成契約	○ 様式第6号 その3	○ 様式第6号 その3(別紙)	○ 様式第5号 その2	○ 様式第3号 その3

イ 支払方法

支払につきましては、適正な請求書を受理してから、所定の手続を経て、請求書に記載された契約業者等の指定口座に直接振り込みます。

なお、請求書の作成に当たっては、次の事項について十分確認してください。

- ① 請求内容が候補者と締結した契約に基づき、履行したものであること。
- ② (3) の確認書の範囲内の金額であること。
- ③ (4) の候補者が作成した証明書と請求内容及び請求額に誤りがないこと。
- ④ 振込先の金融機関名、口座名及び口座番号等が正確に記入してあること。
- ⑤ 口座名には必ず「フリガナ」が振ってあること。

記 載 例

様式第1号

その1（選挙運動用自動車用）

（※一般運送契約以外の契約の場合）

令和7年〇〇月〇〇日

（宛先）旭川市選挙管理委員会委員長

令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙

候補者 **旭川太郎**

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
借入れ の 自動車	令和7年〇〇月〇〇日	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 〇〇レンタカー株式会社 代表取締役社長 乙野三郎	令和7年〇〇月〇〇日 ~令和7年〇〇月〇〇日	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円× 7日
				円	
燃料代	令和7年〇〇月〇〇日	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 〇〇石油株式会社 代表取締役社長 丙野 四郎	旭川〇〇れ 〇〇-〇〇	〇〇,〇〇〇円	1,000円× 〇〇〇ℓ
				円	
運 転 手 の 雇 用	令和7年〇〇月〇〇日	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 丁 野 五 郎	令和7年〇〇月〇〇日 ~令和7年〇〇月〇〇日	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円× 7日

※

※契約書の内容と一致

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合は、「備考」欄に契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

契約書 見本

選挙運動用自動車賃貸借契約書

(※ 一般運送契約以外の契約の場合)

※ 動産の賃貸借のため
収入印紙は不要

旭川市議会議員補欠選挙候補者 **旭川太郎** (以下「甲」という。)と
〇〇レンタカー株式会社 (以下「乙」という。)は、車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 使用目的
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第141条の規定により、選挙運動のために使用する。
- 車種及び登録番号又は車両番号
〇〇〇〇〇 旭川〇〇 れ 〇〇-〇〇
- 台数 1台
- 使用期間
令和7年〇〇月〇〇日から }
令和7年〇〇月〇〇日まで } 〇 日間
- 契約金額
〇〇〇, 〇〇〇円 (1日につき **〇〇, 〇〇〇円**)
(うち消費税額及び地方消費税額 **〇〇, 〇〇〇円**)
- 使用上の義務等
甲は、法令に従い、本件自動車の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。
- 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成7年旭川市条例第5号)の規定に基づき旭川市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、旭川市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は旭川市に請求することができない。
- その他

令和7年〇〇月〇〇日

甲	住所	旭川市〇条〇丁目〇番〇号
	氏名	旭川市議会議員補欠選挙候補者 旭川太郎 (印)
乙	住所	旭川市〇条〇丁目〇番〇号
	氏名	〇〇レンタカー株式会社 代表取締役社長 乙野三郎 (印)

契約書 見本

選挙運動用自動車燃料供給契約書

(※ 一般運送契約以外の契約で軽油の場合)

※ 物品購入契約のため
収入印紙は不要

旭川市議会議員補欠選挙候補者 **旭川太郎** (以下「甲」という。)と
〇〇石油株式会社 (以下「乙」という。)は、甲が使用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)
第141条に規定する選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 供給する期間
令和7年〇〇月〇〇日から令和7年〇〇月〇〇日まで
- 供給場所
所在地 **旭川市〇条〇丁目〇番〇号**
名称 **〇〇石油株式会社 〇〇給油所**
- 燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号
〇〇〇〇 旭川〇〇 れ 〇〇-〇〇
- 金額
(1) 単価1ℓ当たり **〇〇円**
(うち消費税額及び地方消費税額 **〇〇円**、軽油引取税額 **〇〇円**)
(2) 予定供給総量 **〇〇〇ℓ**
(3) 金額 期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。
- 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成7年旭川市条例第5号)の規定に基づき旭川市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、旭川市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は旭川市に請求することができない。
- その他

令和7年〇〇月〇〇日

甲	住所 氏名	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 旭川市議会議員補欠選挙候補者 旭川太郎 
乙	住所 氏名	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 〇〇石油株式会社 代表取締役社長 丙野 四郎 

契約書 見本

選挙運動用自動車燃料供給契約書

(※ 一般運送契約以外の契約でガソリンの場合)

※ 物品購入契約のため
収入印紙は不要

旭川市議会議員補欠選挙候補者 **旭川太郎** (以下「甲」という。)と
〇〇石油株式会社 (以下「乙」という。)は、甲が使用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)
第141条に規定する選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 供給する期間
令和7年〇〇月〇〇日から令和7年〇〇月〇〇日まで
- 供給場所
所在地 **旭川市〇条〇丁目〇番〇号**
名称 **〇〇石油株式会社 〇〇給油所**
- 燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号
〇〇〇〇 旭川〇〇 れ 〇〇-〇〇
- 金額
(1) 単価1ℓ当たり **〇〇円**
(うち消費税額及び地方消費税額 **〇〇円**)
(2) 予定供給総量 **〇〇〇ℓ**
(3) 金額 期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。
- 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成7年旭川市条例第5号)の規定に基づき旭川市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、旭川市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は旭川市に請求することができない。
- その他

令和7年〇〇月〇〇日

甲	住所 氏名	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 旭川市議会議員補欠選挙候補者 旭川太郎 
乙	住所 氏名	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 〇〇石油株式会社 代表取締役社長 丙野 四郎 

契約書 見本

選挙運動用自動車運転契約書

(※ 一般運送契約以外の契約の場合)

※ 雇用契約のため
収入印紙は不要

旭川市議会議員補欠選挙候補者 **旭川太郎** (以下「甲」という。) と
丁野五郎 (以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第
141条に規定する選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間
令和7年〇〇月〇〇日から
令和7年〇〇月〇〇日まで } 〇 日間
- 2 契約金額
〇〇〇, 〇〇〇円 (1日につき 〇〇, 〇〇〇円)
- 3 運転する自動車の車種及び登録番号又は車両番号
〇〇〇〇〇 旭川〇〇 れ 〇〇-〇〇

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (平成7年旭川市条例第5号) の規定に基づき旭川市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、旭川市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は旭川市に請求することができない。

5 その他

令和7年〇〇月〇〇日

甲 住所 **旭川市〇条〇丁目〇番〇号**
氏名 旭川市議会議員補欠選挙候補者

旭川太郎



乙 住所 **旭川市〇条〇丁目〇番〇号**
氏名 **丁野五郎**



記 載 例

様式第2号
その1 (燃料)

令和7年〇〇月〇〇日

(宛先) 旭川市選挙管理委員会委員長

令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙

候補者 旭川太郎

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車燃料代について、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契 約 年 月 日	令和7年〇〇月〇〇日	
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称	〇〇石油株式会社
	(2) 住 所	旭川市〇条〇丁目〇番〇号
	(3) 法人にあってはその代表者の氏名	代表取締役社長 丙野 四郎
		契約届出書の氏名 等と一致
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	旭川〇〇 れ 〇〇-〇〇	
4 確 認 申 請 金 額	㊤の金額と一致 → 〇〇,〇〇〇円	

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (A)	0円	0円
今回の購入金額 (B)	〇〇,〇〇〇円	㊤ 〇〇,〇〇〇円
燃 料 代 計 (A)+(B)	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円
備 考		

契約届出書の金額と一致

購入金額又は限度額のうちいずれか少ない方の金額を記載
限度額 7,700円×7日=53,900円

備考

- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から旭川市選挙管理委員会に提出してください。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

この様式は、確認申請書(様式第2号その1(燃料))を提出していただいた後に、旭川市選挙管理委員会で記入してお渡しいたします。

様式第3号

その1 (燃料)

確認番号第 ○○ 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定により、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和7年○○月○○日

旭川市選挙管理委員会
委員長 白井 暢明



記

1 令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙

2 候補者の氏名 旭川太郎

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自
動車の自動車登録番号又は車両番号

旭川○○ れ ○○-○○

4 確認金額 ○○, ○○○円

← 限度額

7,700円×7日=53,900円

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 2 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は旭川市に支払を請求することはできません。

記載例

様式第4号

その1 (選挙運動用自動車)

(※ 一般運送契約以外契約の場合)

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和7年〇〇月〇〇日

令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙

候補者 旭川太郎

記

運送等契約区分 〔該当する方の番号に 〇をしてください。〕	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	② 上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 〇〇レンタカー株式会社 代表取締役社長 乙野三郎 } 契約届出書の 氏名等と一致		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
00000旭川00れ〇〇-〇〇	令和7年〇〇月〇〇日	〇〇,〇〇〇円	
〃	令和7年〇〇月〇〇日	〇〇,〇〇〇円	

備考

- この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が旭川市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、旭川市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
- | | |
|-------------------------------|---------|
| (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | 64,500円 |
| (2) (1)以外の場合 | 16,100円 |
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、旭川市に支払を請求することはできません。

記載例

様式第4号 その2 (燃料)

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

令和7年〇〇月〇〇日

令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙

候補者 旭川太郎

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 〇〇石油株式会社 代表取締役社長 丙 野 四 郎			} 契約届出書の 氏名等と一致
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	
令和7年〇〇月〇〇日	旭川〇〇れ〇〇-〇〇	〇〇ℓ	〇, 〇〇〇円	}
令和7年〇〇月〇〇日	旭川〇〇れ〇〇-〇〇	〇〇ℓ	〇, 〇〇〇円	
令和7年〇〇月〇〇日	旭川〇〇れ〇〇-〇〇	〇〇ℓ	〇, 〇〇〇円	
令和7年〇〇月〇〇日	旭川〇〇れ〇〇-〇〇	〇〇ℓ	〇, 〇〇〇円	
令和7年〇〇月〇〇日	旭川〇〇れ〇〇-〇〇	〇〇ℓ	〇, 〇〇〇円	
令和7年〇〇月〇〇日	旭川〇〇れ〇〇-〇〇	〇〇ℓ	〇, 〇〇〇円	
令和7年〇〇月〇〇日	旭川〇〇れ〇〇-〇〇	〇〇ℓ	〇, 〇〇〇円	
計 (税込)		〇〇〇ℓ	〇〇, 〇〇〇円	

※ 燃料供給量及び燃料供給金額は、供給実績により記載してください。

備考

- この証明書は、燃料の供給の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が旭川市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、旭川市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

記 載 例

様式第4号

その3 (運転手)

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

令和7年〇〇月〇〇日

令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙

候補者 旭川太郎

記

運転手の氏名及び住所	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 丁野五郎 } 契約届出書の氏名等と一致	
雇用年月日	報酬額	備考
令和7年〇〇月〇〇日	〇〇, 〇〇〇円	
計	〇〇, 〇〇〇円	

備考

- 1 この証明書は、運転手の雇用実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が旭川市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、旭川市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、旭川市に支払を請求することはできません。

記 載 例

様式第6号

その1 (選挙運動用自動車)

(※ 一般運送契約以外の契約の場合)

令和7年〇〇月〇〇日

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

(宛先) 旭川市長

氏名又は名称及び住所 旭川市〇条〇丁目〇番〇号
並びに法人にあっては 〇〇レンタカー株式会社
その代表者の氏名 代表取締役社長 乙野 三郎
電 話 番 号 (0166) 〇〇-〇〇〇〇

旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 請求内訳書 別紙のとおり
- 3 選挙の種類 令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙
- 4 候補者の氏名 旭 川 太 郎
- 5 振込先
 - (1) 金融機関名 〇〇銀行〇〇支店
 - (2) 口座名 フリガナ マルマルレンタカーカブシキカイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシヤチョウ オツノサブロウ
〇〇レンタカー株式会社 代表取締役社長 乙野 三郎
 - (3) 預金種目 (普通・当座) ← ※いずれかを〇で囲んでください。
 - (4) 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合は、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、旭川市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

記 載 例

様式第6号

その1 (別紙) その2

(※ 一般運送契約以外の契約の場合)

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者と
の契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

(候補者氏名 旭 川 太 郎)

使用年月日	借入れ金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
令和7年00月00日	00,000円 × 1台 = 00,000円	16,100円 × 1台 = 16,100円	00,000円	
令和7年00月00日	00,000円 × 1台 = 00,000円	16,100円 × 1台 = 16,100円	00,000円	
令和7年00月00日	00,000円 × 1台 = 00,000円	16,100円 × 1台 = 16,100円	00,000円	
令和7年00月00日	00,000円 × 1台 = 00,000円	16,100円 × 1台 = 16,100円	00,000円	
令和7年00月00日	00,000円 × 1台 = 00,000円	16,100円 × 1台 = 16,100円	00,000円	
令和7年00月00日	00,000円 × 1台 = 00,000円	16,100円 × 1台 = 16,100円	00,000円	
令和7年00月00日	00,000円 × 1台 = 00,000円	16,100円 × 1台 = 16,100円	00,000円	
計			000,000円	

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

記載例

様式第6号

その1 (選挙運動用自動車)

(※ 一般運送契約以外の契約における燃料代の場合)

令和7年〇〇月〇〇日

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

(宛先) 旭川市長

氏名又は名称及び住所 旭川市〇条〇丁目〇番〇号
並びに法人にあっては 〇〇石油株式会社
その代表者の氏名 代表取締役社長 丙野 四郎 
電 話 番 号 (0166) 〇〇-〇〇〇〇

旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇円
- 請求内訳書 別紙のとおり
- 選挙の種類 令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙
- 候補者の氏名 旭 川 太 郎
- 振込先
 - 金融機関名 〇〇信用金庫〇〇支店
 - フリガナ マルマルセキユカブシキカイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ヘイノシロウ
 - 口座名 〇〇石油株式会社 代表取締役社長 丙野 四郎
 - 預金種目 (普通・当座) ← ※いずれかを〇で囲んでください。
 - 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合は、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、旭川市に支払を請求をすることはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

記載例

様式第6号

その1 (別紙) その2

(※ 一般運送契約以外の契約の場合)

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

(候補者氏名 **旭川太郎**)

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
令和7年00月00日	旭川〇〇れ 〇〇-〇〇	000円×00ℓ = 0,000円			供給実績により記載
令和7年00月00日	旭川〇〇れ 〇〇-〇〇	000円×00ℓ = 0,000円			
令和7年00月00日	旭川〇〇れ 〇〇-〇〇	000円×00ℓ = 0,000円			
令和7年00月00日	旭川〇〇れ 〇〇-〇〇	000円×00ℓ = 0,000円			
令和7年00月00日	旭川〇〇れ 〇〇-〇〇	000円×00ℓ = 0,000円			
令和7年00月00日	旭川〇〇れ 〇〇-〇〇	000円×00ℓ = 0,000円			
令和7年00月00日	旭川〇〇れ 〇〇-〇〇	000円×00ℓ = 0,000円			
計 (税込)		00,000円	00,000円	00,000円	

↑
確認書の限度額

備考

- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」及び「販売金額 (A)」欄は、燃料を販売した日ごとに記載してください。
- 「基準限度額 (B)」計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額 (C)」計欄には、(A) の計欄又は (B) の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

記 載 例

様式第6号

その1 (選挙運動用自動車)

(※ 一般運送契約以外の契約における運転手の場合)

令和7年〇〇月〇〇日

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

(宛先) 旭川市長

氏名又は名称及び住所 旭川市〇条〇丁目〇番〇号

並びに法人にあつては

その代表者の氏名

電 話 番 号

丁 野 五 郎

(0166) 〇〇-〇〇〇〇



旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇,〇〇〇円
- 2 請求内訳書 別紙のとおり
- 3 選挙の種類 令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙
- 4 候補者の氏名 旭川太郎
- 5 振込先
 - (1) 金融機関名 〇〇銀行〇〇支店
フリガナ チョウノゴロウ
 - (2) 口座名 丁野五郎
 - (3) 預金種目 (普通・当座) ←※いずれかを〇で囲んでください。
 - (4) 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合は、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、旭川市に支払を請求をすることはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

記 載 例

様式第6号

その1 (別紙) その2

(※ 一般運送契約以外の契約で運転手の場合)

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

(候補者氏名 旭 川 太 郎)

雇 用 年 月 日	報 酬 (A)	基 準 限 度 額 (B)	請 求 金 額 (C)	備 考
令和7年00月00日	〇〇, 〇〇〇円	12, 500円	〇〇, 〇〇〇円	
令和7年00月00日	〇〇, 〇〇〇円	12, 500円	〇〇, 〇〇〇円	
令和7年00月00日	〇〇, 〇〇〇円	12, 500円	〇〇, 〇〇〇円	
令和7年00月00日	〇〇, 〇〇〇円	12, 500円	〇〇, 〇〇〇円	
令和7年00月00日	〇〇, 〇〇〇円	12, 500円	〇〇, 〇〇〇円	
令和7年00月00日	〇〇, 〇〇〇円	12, 500円	〇〇, 〇〇〇円	
令和7年00月00日	〇〇, 〇〇〇円	12, 500円	〇〇, 〇〇〇円	
計			〇〇, 〇〇〇円	

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)欄又は(B)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

記 載 例

様式第 1 号

その 2 (選挙運動用ビラ用)

令和 7 年〇〇月〇〇日

(宛先) 旭川市選挙管理委員会委員長

令和 7 年 9 月 7 日執行 旭川市議会議員補欠選挙

候補者 **旭 川 太 郎**

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人あつては その代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作 成 契 約 枚 数	作 成 契 約 金 額	
令和7年 00月00日	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 〇〇印刷株式会社 代表取締役社長 選管 一郎	〇,〇〇〇枚	00,000円	} 契約書の 内容と一致
		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

契約書 見本

選挙運動用ビラ作成契約書



※ 請負契約となるため
収入印紙が必要

旭川市議会議員補欠選挙候補者 **旭川太郎** (以下「甲」という。) と
〇〇印刷株式会社 (以下「乙」という。) は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 品名
公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第142条第1項第6号に規定するビラ
- 数量
〇, 〇〇〇枚
- 契約金額
〇〇, 〇〇〇円 (単価 〇円 〇〇銭)
(うち消費税額及び地方消費税額 〇, 〇〇〇円)

- 納入期限
令和7年〇〇月〇〇日

- 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (平成7年旭川市条例第5号) の規定に基づき旭川市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、旭川市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は旭川市に請求することができない。

- その他

令和7年〇〇月〇〇日

甲	住所 氏名	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 旭川市議会議員補欠選挙候補者 旭川太郎 
乙	住所 氏名	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 〇〇印刷株式会社 代表取締役社長 選管 一郎 

記載例

様式第2号

その2（選挙運動用ビラ）

令和7年〇〇月〇〇日

（宛先）旭川市選挙管理委員会委員長

令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙

候補者 旭川太郎

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

※ 作成枚数が公職選挙法第142条第1項第6号に規定する枚数を下回る場合は、その枚数を記載してください。

1 契約年月日	令和7年〇〇月〇〇日	
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称	〇〇印刷株式会社
	(2) 住所	旭川市〇条〇丁目〇番〇号
	(3) 法人にあってはその代表者の氏名	代表取締役社長 選管 一郎
3 確認申請枚数	㊦の枚数と一致	〇, 〇〇〇枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	〇枚	〇枚
今回の枚数(B)	〇, 〇〇〇枚	㊦ 〇, 〇〇〇枚
枚数計(A)+(B)	〇, 〇〇〇枚	〇, 〇〇〇枚
備考		

※ 契約届出書の作成契約枚数と同じ枚数を記載してください。

※ 作成枚数又は限度枚数のうち、いずれか少ない枚数を記載
限度枚数 4, 000枚

備考

- この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から旭川市選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成した枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

この様式は、確認申請書(様式第2号その2(選挙運動用ビラ))を提出していただいた後に、旭川市選挙管理委員会で記入してお渡しいたします。

様式第3号

その2 (選挙運動用ビラ)

確認番号第 ○○ 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和7年○○月○○日

旭川市選挙管理委員会
委員長 白井 暢明



記

1 令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙

2 候補者の氏名 旭川太郎

3 確認枚数 0,000枚 ←

限度枚数は、公職選挙法第142条第1項
第6号で定める枚数(4,000枚)

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- 2 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は旭川市に支払を請求することはできません。

記載例

様式第5号

その1 (選挙運動用ビラ)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和7年〇〇月〇〇日

令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙

候補者 旭川太郎

記

ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 〇〇印刷株式会社 代表取締役社長 選管 一郎	契約届出書の氏名等と一致
作成枚数		〇, 〇〇〇枚
作成金額		〇〇, 〇〇〇円
備考		

※ 作成実績により記載

備考

- この証明書は、ビラの作成実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が旭川市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、旭川市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
公職選挙法第142条第1項第6号に規定する枚数
 - 限度額
8円38銭(単価) × 確認された作成枚数 = 限度額

記 載 例

様式第6号

その2（選挙運動用ビラ）

令和7年〇〇月〇〇日

請 求 書

（選挙運動用ビラの作成）

（宛先）旭川市長

氏名又は名称及び住所 旭川市〇条〇丁目〇番〇号

並びに法人にあつては 〇〇印刷株式会社

その代表者の氏名 代表取締役社長 選管 一郎

電 話 番 号 (0166) 〇〇-〇〇〇〇



旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇, 〇〇〇円
- 2 内 訳 別紙のとおり
- 3 選挙の種類 令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙
- 4 候補者の氏名 旭 川 太 郎
- 5 振 込 先
 - (1) 金融機関名 〇〇銀行〇〇支店
 - (2) 口座名 フリガナ マルマルインサツカブシキカイシャ 代表取締役社長 選管 一郎
ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ センカンイチロウ
 - (3) 預金種目（普通・当座） ← ※いずれかを○で囲んでください。
 - (4) 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、旭川市選挙管理委員会が選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認した枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、旭川市に支払を請求することはできません。

記 載 例

様式第6号

その2 (別紙)

請 求 内 訳 書

(候補者氏名 **旭 川 太 郎**)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A)×(B)=(C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D)×(E)=(F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G)×(H)=(I)	
円 銭	枚	円	円	枚	円	円 銭	枚	円	
〇〇〇	0,000	00,000	8.38	4,000	33,520	〇〇〇	0,000	00,000	

備考

- 1 (D)欄には、8円38銭と記載してください。
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

記載例

様式第1号

その3（選挙運動用ポスター用）

令和7年〇〇月〇〇日

（宛先）旭川市選挙管理委員会委員長

令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙

候補者 **旭川太郎**

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人あつては その代表者の氏名	契 約 内 容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当り単価	
令和7年 00月00日	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 〇〇印刷株式会社 代表取締役社長 選管 一郎	〇〇〇枚	000,000円	〇,〇〇〇円	} 契約書 の内容 と一致
		枚	円	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

契約書見本例

選挙運動用ポスター作成契約書



※ 請負契約となるため
収入印紙が必要

旭川市議会議員補欠選挙候補者 **旭川太郎** (以下「甲」という。) と
〇〇印刷株式会社 (以下「乙」という。) は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 品名
公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第143条に規定するポスター
- 数量
〇〇〇枚
- 契約金額
〇〇〇, 〇〇〇円 (単価 〇〇〇円 〇〇銭)
(うち消費税額及び地方消費税額 〇〇, 〇〇〇円)

4 納入期限
令和7年〇〇月〇〇日

- 5 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (平成7年旭川市条例第5号) の規定に基づき旭川市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、旭川市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は旭川市に請求することができない。

6 その他
令和7年〇〇月〇〇日

甲	住所 氏名	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 旭川市議会議員補欠選挙候補者 旭川太郎 (印)
乙	住所 氏名	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 〇〇印刷株式会社 代表取締役社長 選管 一郎 (印)

記載例

様式第2号

その3（選挙運動用ポスター）

令和7年〇〇月〇〇日

（宛先）旭川市選挙管理委員会委員長

令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙

候補者 旭川太郎

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

※ 作成枚数がポスター掲示場数（430箇所）に相当する枚数（430枚）を下回る場合は、その枚数を記載してください。

1 契約年月日	令和7年〇〇月〇〇日	
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称	〇〇印刷株式会社
	(2) 住所	旭川市〇条〇丁目〇番〇号
	(3) 法人にあってはその代表者の氏名	代表取締役社長 選管 一郎
3 確認申請枚数	④の枚数と一致	〇〇〇枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	〇枚	〇枚
今回の枚数(B)	〇〇〇枚	④ 〇〇〇枚
枚数計(A)+(B)	〇〇〇枚	〇〇〇枚
備考		

※ 契約届出書の作成契約枚数と同じ枚数を記載してください。

※ 作成枚数又は限度枚数のうち、いずれか少ない枚数を記載
限度枚数＝ポスター掲示場数（430箇所）に相当する枚数（430枚）

備考

- この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から旭川市選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成した枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

この様式は、確認申請書(様式第2号その3(選挙運動用ポスター))を提出していただいた後に、旭川市選挙管理委員会で記入してお渡しいたします。

様式第3号

その3 (選挙運動用ポスター)

確認番号第 ○○ 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和7年○○月○○日

旭川市選挙管理委員会
委員長 白井 暢 明



記

1 令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙

2 候補者の氏名 旭川太郎

3 確認枚数 ○○○枚 ←

限度枚数(430枚)は、旭川市選挙管理委員会
が示す掲示場の数(430箇所)と同じ。

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動用ポスター作成費用に限られています。
- 2 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は旭川市に支払を請求することはできません。

記載例

様式第5号

その2（選挙運動用ポスター）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和7年〇〇月〇〇日

令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙

候補者 旭川太郎

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 〇〇印刷株式会社 代表取締役社長 選管 一郎	} 契約届出書の氏名等と一致
作成枚数		
作成金額		〇〇〇, 〇〇〇円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数		430箇所

※ 作成実績により記載

備考

- この証明書は、ポスター作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が旭川市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、旭川市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数切上げ)}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

記 載 例

様式第6号

その3 (選挙運動用ポスター)

令和7年〇〇月〇〇日

請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

(宛先) 旭川市長

氏名又は名称及び住所 旭川市〇条〇丁目〇番〇号

並びに法人にあつては 〇〇印刷株式会社

その代表者の氏名 代表取締役社長 選管 一郎

電 話 番 号 (0166) 〇〇-〇〇〇〇

印

旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 内 訳 別紙のとおり
- 3 選挙の種類 令和7年9月7日執行 旭川市議会議員補欠選挙
- 4 候補者の氏名 旭川太郎
- 5 振込先
 - (1) 金融機関名 〇〇銀行〇〇支店
 - (2) 口座名 フリガナ マルマルインサツカブシキカイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ センカンイチロウ
〇〇印刷株式会社 代表取締役社長 選管 一郎
 - (3) 預金種目 (普通・当座) ← ※いずれかを○で囲んでください。
 - (4) 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇

備考

- 1 公費の支払ができるのは、旭川市選挙管理委員会が選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認した枚数に係る選挙運動用ポスター作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、旭川市に支払を請求することはできません。

記 載 例

様式第6号

その3 (別紙)

請 求 内 訳 書

(候補者氏名 **旭 川 太 郎**)

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A)×(B)=(C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D)×(E)=(F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G)×(H)=(I)	
箇所	円 銭	枚	円	円	枚	円	円 銭	枚	円	
430	0,000	000	000,000	1,323	430	568,890	0,000	000	000,000	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

$$586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250\text{円}$$

＝単価（1円未満の端数切上げ）

ポスター掲示場数

- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。